

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	平成31年度札幌市民交流プラザ公衆無線LAN運用業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課市民交流プラザ開設担当
選 定 事 業 者	東日本電信電話株式会社
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>市民交流プラザでは、施設利用者が公衆無線LANを利用し、プラザで開催される公演情報や施設情報、札幌市で行われる文化芸術に関するイベント情報等を入手できるようにすることを目的として、札幌市が提供しているSapporo City Wi-Fi（以下SCWという。）の導入を行っている。</p> <p>SCWは、経）観光・MICE推進課において平成27年度に実施した公募型企画競争にて選定されたものである。</p> <p>このシステムは、当該事業者が専用システムを構築しているため、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。また、札幌ドームや札幌コンベンションセンターでのSCW環境構築および運用業務を行っている実績より、大規模施設に対して安定的なサービスの提供、適切な運用及び迅速な保守対応が期待できる。</p> <p>以上により、本業務を適切に遂行できるのは上記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約（特定）とすることが適当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年2月27日